

今月の経理情報

2006年 5月

今回のテーマ： 情報基盤強化税制

平成 18 年度税制改正により、産業競争力の向上に資する一定の情報セキュリティ対策対応設備等の取得・リース取引があった場合に、特別償却又は税額控除の選択適用ができることになりました。

情報基盤強化税制の適用

	取得の場合	リースの場合
対象法人	青色申告書を提出する法人	資本金 1 億円以下の青色申告書を提出する法人
対象年度	平成 18 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日に取得・製作をし事業供用をした年度	平成 18 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日に賃借をし事業供用をした年度
金額要件	資本金額 10 億円超の法人 ...取得価額の合計が 1 億円以上 資本金額 10 億円以下の法人 ...取得価額の合計が 3,000 万円以上 資本金額 1 億円以下の法人 ...取得価額の合計が 300 万円以上	リース契約期間内に支払われる費用の総額が 420 万円以上 (契約期間内に均等かつ定期的に支払われるもの)

適用対象資産（いずれも ISO 又は IEC15408 に基づき評価・認証されたもの）

- (1) 基本システムのうち以下のもの（販売用及び試験研究用のものを除く）
 - サーバー用の OS
 - に掲げるサーバー用の OS が組み込まれた電子計算機
(同時に設置する付属の補助記憶装置・電源装置を含む)
 - (2) データベース管理ソフトウェア
(そのデータベースを構成する情報を加工する機能を有するソフトウェアを含む)
 - (3) インターネットに対応するファイアウォールソフトウェア又はその機能を有するファイアウォール装置
- いずれも新規取得及び貸付用途でないことが必要

税務メリット（(1)と(2)は選択適用）

- (1) 取得による特別償却
普通償却額とは別に（取得価額×70%）の 50%の特別償却
 - (2) 取得による税額控除
(取得価額×70%)の 10%の税額控除（ただし、法人税額の 20%が限度額）
 - (3) リースによる税額控除
(リース総額×42%)の 10%の税額控除（ただし、法人税額の 20%が限度額）
- 税額控除については、控除しきれない場合には、1 年間の繰越が可能
- 本適用を受けた後にリースを解約した場合等は、その年度で期間に対応した税額の加算が必要

お見逃しなく！

平成 18 年度税制改正により、資本金 1 億円以下の中小企業に認められている中小企業投資促進税制の対象資産にソフトウェア等が追加されたため、中小企業が取得するソフトウェア等については、いずれの優遇税制の対象資産にも該当する可能性があり、本適用との有利選択が必要になる場合があります。